

ナイトタイム・コンテンツ情報発信業務 仕様書

1 業務名

ナイトタイム・コンテンツ情報発信業務

2 目的

近年、SNS等において、地域ならではのレトロな雰囲気が残る繁華街や大衆酒場がブームとなっており、観光の目的地や出張時の宿泊地を決定する際の重要な要素として、これらを選択する旅行者が多くなっている。

徳島東部圏域※には、藍商人の交流の場として発展した徳島市中心部の繁華街をはじめ、各町の中心部にはレトロな商店街などが残り、地域の人々に古くから愛される魅力的な飲食店が多数営業を行っているが、イーストとくしま観光推進機構（以下、「機構」という。）の調査では、徳島東部圏域における宿泊者の多くが夜間ホテルのある徳島駅前周辺に留まっており、繁華街での滞在や他地域への周遊が見られないという課題を抱えている。

本事業は、コロナ後の旅行需要の回復や2025大阪・関西万博の開催を見据え、地域の人々に愛される魅力的な繁華街や飲食店等をメインに、「ナイトタイム・コンテンツ」を見える化し、効果的かつ積極的に情報発信することで観光やビジネスによる宿泊利用の増加につなげるとともに、ナイトタイムエコノミーの活性化を図る。

※ 徳島東部圏域とは徳島市・鳴門市・小松島市・吉野川市・阿波市・勝浦町・上勝町・佐那河内村・石井町・神山町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町をいう

3 委託料上限額

6,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※業務実施に必要な取材費・通信費・交通費等の諸経費を含む

4 委託期間

契約締結日から令和5年3月15日まで

5 業務の内容

(1) 基本方針

国内外の観光客やビジネスパーソンなど、機構が想定するメインターゲットを中心に、より多くの人の興味を引き出し、「徳島を訪れてみたい」と思わせ、宿泊者の増加に繋がるようなものとするため、パンフレット及び動画の制作において、重要な要素であるデザイン、写真、文章などは、魅力的・感動的なものであることを重視する。

(2) ナイトタイム・コンテンツパンフレット作成業務

徳島東部圏域に残る魅力的な繁華街や飲食店等をメインにナイトタイム・コンテンツを紹介するパンフレットを企画・制作する。

① パンフレットの掲載内容

- ・徳島東部圏域のナイトタイム・コンテンツを紹介する巻頭特集記事
- ・徳島東部圏域に残る繁華街や商店街を紹介した記事（4本以上）
- ・徳島東部圏域の飲食店情報（徳島東部圏域の市町村ごとに3本以上）
- ・その他、徳島東部圏域の観光や物産に関する記事（任意）

② 現地取材について

- ・巻頭特集や繁華街、商店街を紹介する記事については現地取材を行うこと
- ・飲食店についても可能な限り現地取材を行うこと
- ・取材時に必要な料理等の費用を飲食店に負担させないこと

③ 留意事項

- ・受託者は企画・取材・撮影・デザイン・レイアウト・編集・校正・印刷・製本・納品・PDFデータ作成等について機構と協議しながら行うこと
- ・パンフレットは全体で40頁以上とし、サイズ及び紙質は提案によるものとする

(2) ナイトタイム・コンテンツ動画制作・発信業務

徳島東部圏域に残る繁華街や商店街など、徳島のナイトタイム・コンテンツの雰囲気伝えるSNS用動画を制作・発信する。

① 動画の制作本数

- ・徳島市中心部の繁華街（6本以上）
- ・上記以外の繁華街や商店街（4本以上）
- ・動画の長さについては提案によるものとする。

② 動画の企画・構成

- ・プロポーザルでの提案内容をもとに、機構と協議を行い、内容を決定する。決定した内容をもとに、動画の構成（シナリオ）を作成するとともに、そのシナリオに基づき、動画の制作に必要な取材、撮影を行うこと。

③ 動画の編集

・受託者は、映像の加工・編集、BGM、音声、ナレーションの挿入などの編集作業を行い、完成までに複数回の内容確認及び修正等の機会を設けること。

また、インバウンドも視野に入れ、国外に発信されることも想定したうえで制作すること。

④ 動画の発信

・制作した動画は、機構のHPやSNSを中心に、発信を行うこととしているが、国内外のより多くの人々に視聴され、徳島東部の情報が幅広く拡散されるような配信方法を企画・立案し、提案すること。

- ・令和5年3月15日までに、動画をSNS等にリリースできるよう制作すること。

⑥ 留意事項

- ・上記のほか、受託者は動画の企画・撮影・発信等について機構と協議しながら行うこと。

6 成果品の提出

令和5年3月15日までに、次のとおり成果品を提出すること。

(1) 納入物

- ① パンフレット 10,000部
- ② パンフレットデータ (pdf)
- ③ パンフレットデータ (増刷用、再編集可能なもの)
- ④ DVD-ROM 正本1枚、副本3枚
- ⑤ ブルーレイディスク 正本1枚、副本3枚
- ⑥ 撮影素材・動画データ一式

一般的な家庭用プレイヤーでの再生及びDVD、ブルーレイドライブ付パソコンでの複製が可能なデータ形式とすること。

- ⑦ その他、機構HPへの掲載に必要なデータ

(2) 納入方法及び場所

- ①④⑤は段ボール詰めで機構の指示する場所に納付すること
- ②③⑥⑦は電子データで機構に納入すること。

7 事業実績報告書の提出

令和5年3月15日までに、次のとおり実績報告書を提出すること。

- ① 事業実績報告書 1部
- ② その他関係資料 1式

8 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託事業終了後に提出される事業実績報告書に基づき機構が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していると認められるときは、精算払いをするものとする。

9 事業の変更・中止

(1) 事業内容については、委託先決定後、機構と受託者が協議を行い、内容、仕様及び委託料の詳細を決定する。その際、提出された企画提案書や事業実施計画書と異なる内容に決定する場合がある。

(2) 契約書、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、機構と受託者が協議の上、決定することとする。

10 一般的留意事項

(1) 受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。

(2) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。

11 その他事項

- (1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は機構に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、機構は、権利留保分についての当該権利を、使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。
- (2) 成果物は、機構が自由に二次使用（加工、ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (3) 成果物については、受託者において肖像権、著作権の処理を済ませることとし、法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、機構の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 受託者は、本件業務を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ文書により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、機構と協議するものとする。